熊本県海砂利採取計画認可事務処理要領

海砂利の採取は、国土保全・環境保全ならびに漁場改良による漁業の振興と密接な関係を持っているが、一方、公共事業等の基礎資材として不可欠なものであるので、海砂利の円滑な供給と災害の防止及び計画的・統一的な海砂利の採取を図ることを基本方針として、今後の認可事務の取扱いを下記のとおり定める。

記

第１　目的

この要領は、砂利採取法に基づき、認可事務に必要な事項を定めることにより、認可事務処理の円滑化を図り、海砂利採取に伴う災害防止を確実にすることを目的とする。

第２　根拠法令等

（１）砂利採取法（昭和４３年５月３０日法律第７４号、以下「法」という。）第３章採取計画の認可等

（２）砂利の採取計画等に関する規則（昭和４３年８月２日通商産業省・建設省令第１号、以下「規則」という。）第２条（採取計画に定めるべき事項）、第３条（認可の申請）及び第７条（標識の様式及び記載事項）

（３）砂利採取法の運用及び解釈について（昭和４３年８月２９日４３化局第４４６号・建設省河政発第８７号、以下「運用」という。）

（４）砂利採取計画認可準則について（昭和４３年１０月２日４３化局第４９１号、河政発第９９号、以下「準則」という。）

Ⅰ　総則

認可の条件

Ⅴ　海砂利の採取（Ⅳ　河川砂利の採取を準用する。）

（５）熊本県海砂利採取計画認可要綱

第３　認可資格の確認

（１）砂利採取法第３条の登録を受けていること。（登録証の写し）

（２）熊本県内に事務所を有し、その事務所に１人以上の業務主任者を常時設置していること。（業務主任者合格証の写し、業務主任者が本人でない場合は雇用保険証の写し）

第４　他法令による許可及び利害関係者の同意

次に掲げる区域内で海砂利を採取する場合は、関係法令等に基づく知事の許可及び利害関係者の同意が必要である。

（１）申請区域に漁業権が設定されている区域

関係漁業協同組合の同意

（２）同一漁業権区域内で他の採取業者が採取している場合

採取業者の同意

（３）申請区域が港湾区域である場合

港湾法第３７条（港湾区域内の工事等の許可）の許可

（４）申請区域が漁港区域である場合

漁港漁場整備法第３９条（漁港の保全）の許可

（５）申請区域が海岸保全区域及び一般公共海岸区域である場合

海岸法第８条（海岸保全区域における行為の制限）の許可

（６）申請区域が一般海域である場合

熊本県一般海域管理条例第３条の許可

 （７）その他関係法令等で規制のある区域

関係法令等の許可等

第５　認可条件

（１）法第３１条の規定に基づき、認可の際、準則Ⅳの審査を行う。

採取量、採取期間（１年以内）、災害防止の方法等（掘削等の場所、掘削等の方法等、水洗・選別等）

（２）申請者の採取場が１箇所であることの確認

（３）採取場の状況に応じ、必要な条件を付す。

（４）県の有明海・八代海における海砂利採取に関する方針に基づく採取の範囲内であることの確認

第６　添付書類

認可申請書には、規則第３条第２項に定めるもののほか、次の書類を添付すること。

（１）使用する採取船及び起重機船の所有又は使用に関する権限を証明できる書類（船舶国籍証書の写し・謄本、傭船契約書の写し、リース契約書の写し等）及び写真。

（２）自己所有船又はリース船の場合は、使用する従業員（船長及び船員）の雇用保険証の写し。

（３）他法令による許可が必要な場合には、その許可書の写し又は許可申請書の写し。

（４）漁業権が設定されている区域については、当該漁業協同組合の同意書。

（５）同一漁業権区域内及びその周辺で他の採取業者が採取している場合は、その採取業者の同意書。

（６）航路浚渫・作れいで採取する海砂利であることを証する漁業協同組合の議事録（抄本、原本証明）（該当がある場合のみ）

（７）その他、知事が特に必要と認める書類。

第７　関係課との協議

他法令との関連において、疑義を生じたときは関係課と協議する。

第８　認可後の事務処理

（１）認可後は速やかに、指令書、吹き流し及び副本１通を申請者に交付する。

（２）市町村長に通知する。（指令書の写し）

（３）第十管区保安部（熊本海上保安部長）に通知する。（指令書の写し）

（４）土木部河川課長及び農林水産部水産振興課長に通知する。（指令書の写し）

第９　採取報告書の提出

採取計画の認可を受けた者から、毎月の採取実績を１ヶ月毎に県に報告させること。

第１０　災害等の報告

採取場において災害等が発生したときは、採取計画の認可を受けた者から速やかに災害報告書（別記様式）を県に提出させるとともに調査を行うこと。

附則

（１）この要領は、平成　５年１０月　１日から施行する。

（２）この要領は、平成１８年　８月　１日から施行する。

（３）この要領は、平成２０年　３月　１日から施行する。

（４）この要領は、平成２５年　４月　１日から施行する。

（５）この要領は、平成２６年　４月　１日から施行する。